



報道発表資料の配付日時 1月29日(金) 16時00分

発表項目 (行事名)	第304回北海道都市計画審議会の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	1 日 時 令和3年(2021年)2月4日(木) 13時30分から 2 場 所 かでる2・7 5階 520研修室 3 委 員 別紙の委員名簿のとおりです。 4 内 容 別紙の議案等について審議を行います。		
参 考			

報道(取材) に当たって のお願い	新型コロナウイルス感染予防のため、マスク着用をお願いします。 3密回避のため、来場にあたっては必要最低限の人数でお越し願います。 また、消毒液を用意しておりますので、受付の際に消毒をしていただきますよう、お願いいたします。		
他のクラブ との関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担 当 (連絡先)	建設部まちづくり局都市計画課基本計画係(担当者:伊藤) TEL ダイヤルイン 011-204-5563 内線 29-802		
--------------	---	--	--

北海道都市計画審議会委員名簿

令和2年(2020年)10月13日現在

区 分	所 属 名	職 名	委 員 名	備 考
学 識 経 験 者	室 蘭 工 業 大 学	准 教 授	有 村 幹 治	会長(土木交通)
	北 海 学 園 大 学	教 授	鈴 木 聡 士	会長代理(交通・地域計画)
	北 海 学 園 大 学	教 授	浅 妻 裕	(経済)
	北海道商工会議所連合会	常務理事	佐 藤 季 規	(商工業)
	北海道大学大学院	教 授	瀬 戸 口 剛	(建築系都市計画)
	北海道大学大学院	准 教 授	東 條 安 匡	(環境)
	北海道農業会議	副 会 長	中 谷 敏 明	(農業)
	村松法律事務所	弁 護 士	本 池 俊 夫	(法律)
関 係 行 政 機 関	北 海 道 開 発 局	局 長	倉 内 公 嘉	
	北 海 道 財 務 局	局 長	谷 口 眞 司	
	北海道経済産業局	局 長	安 藤 保 彦	
	北海道運輸局	局 長	加 藤 進	
	北海道警察本部	本 部 長	小 島 裕 史	
市 町 村 長 の 代 表	札 幌 市	市 長	秋 元 克 広	
	七 飯 町	町 長	中 宮 安 一	
北海道議会議員の代表	自 民 党 ・ 道 民 会 議		花 崎 勝	
	自 民 党 ・ 道 民 会 議		浅 野 貴 博	
	自 民 党 ・ 道 民 会 議		桐 木 茂 雄	
	民 主 ・ 道 民 連 合		稲 村 久 男	
	民 主 ・ 道 民 連 合		松 山 丈 史	
	北 海 道 結 志 会		白 川 祥 二	
市 町 村 議 会 議 長 の 代 表	函 館 市	議 長	工 藤 恵 美	
	足 寄 町	議 長	吉 田 敏 男	

北海道都市計画審議会

第304回本審査議案

日時：令和3年(2021年)2月4日(木)13時30分～
場所：かでの2・7 5階 520研修室

番号	議案名 ◎印は都市計画法に基づき北海道が決定するもの ○印は都市計画法に基づき北海道が指定するもの	議案概要	区分
1	建築基準法第51条ただし書き許可 (有限会社熊谷解体工業) (室蘭市)	産業廃棄物処理施設(コンクリート廃材の破碎処理機械、木くず・廃プラスチック類の破碎処理施設)	建築基準法関係
2	美瑛都市計画区域における用途地域の指定のない区域内の建築物に関する建築基準法の規定に基づく数値の指定 (美瑛町)	容積率、建蔽率、道路斜線及び隣地斜線に係る数値の指定	建築基準法関係
3	◎ 札幌圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (札幌市、小樽市、江別市、北広島市、石狩市)	定時見直し	定時見直し関連 (線引き都市)
4	◎ 札幌圏都市計画区域区分の変更 (小樽市、江別市、北広島市、石狩市)	定時見直し	定時見直し関連 (線引き都市)
5	◎ 札幌圏都市計画臨港地区の変更 (小樽市、石狩市)	区域区分の変更に伴う一部区域の変更	定時見直し関連 (線引き都市)
6	◎ 札幌圏都市計画道路の変更 (江別市)	一部区域の変更	線引き都市
7	◎ 札幌圏都市計画下水道の変更 (札幌市)	区域区分の変更に伴う一部区域の変更	線引き都市
8	◎ 札幌圏都市計画下水道の変更 (石狩市)	区域区分の変更に伴う一部区域の変更	線引き都市
9	◎ 札幌圏都市計画下水道の変更 (江別市)	区域区分の変更に伴う一部区域の変更	線引き都市
10	◎ 小樽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (小樽市)	定時見直し	定時見直し関連 (線引き都市)
11	◎ 小樽都市計画区域区分の変更 (小樽市)	定時見直し	定時見直し関連 (線引き都市)
12	◎ 小樽都市計画道路の変更 (小樽市)	線形、起点及び幅員の変更	線引き都市

番号	議案名 ◎印は都市計画法に基づき北海道が決定するもの ○印は都市計画法に基づき北海道が指定するもの	議案概要	区分
13	◎ 千歳恵庭圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (千歳市、恵庭市)	定時見直し	定時見直し関連 (線引き都市)
14	◎ 千歳恵庭圏都市計画区域区分の変更 (千歳市、恵庭市)	定時見直し	定時見直し関連 (線引き都市)
15	千歳恵庭圏都市計画区域における用途地域の指定のない区域内の建築物に関する建築基準法の規定に基づく数値の指定 (千歳市)	容積率、建蔽率、道路斜線及び隣地斜線に係る数値の指定	建築基準法関係
16	◎ 室蘭圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (室蘭市、登別市、伊達市)	定時見直し	定時見直し関連 (線引き都市)
17	◎ 室蘭圏都市計画区域区分の変更 (室蘭市、登別市、伊達市)	定時見直し	定時見直し関連 (線引き都市)
18	◎ 室蘭圏都市計画臨港地区の変更 (室蘭市)	区域区分の変更に伴う一部区域の変更ほか	定時見直し関連 (線引き都市)
19	室蘭圏都市計画区域における用途地域の指定のない区域内の建築物に関する建築基準法の規定に基づく数値の指定 (伊達市)	容積率、建蔽率、道路斜線及び隣地斜線に係る数値の指定	建築基準法関係
20	◎ 苫小牧圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (苫小牧市、白老町、安平町、厚真町)	定時見直し	定時見直し関連 (線引き都市)
21	◎ 苫小牧圏都市計画区域区分の変更 (苫小牧市、白老町、安平町、厚真町)	定時見直し	定時見直し関連 (線引き都市)
22	◎ 苫小牧圏都市計画臨港地区の変更 (苫小牧市)	区域区分の変更に伴う一部区域の変更	定時見直し関連 (線引き都市)
23	苫小牧圏都市計画区域における用途地域の指定のない区域内の建築物に関する建築基準法の規定に基づく数値の指定 (厚真町)	容積率、建蔽率、道路斜線及び隣地斜線に係る数値の指定	建築基準法関係
24	◎ 当別都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (当別町)	定時見直し	定時見直し関連 (非線引き都市)
25	◎ 福島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (福島町)	定時見直し	定時見直し関連 (非線引き都市)

番号	議案名 ◎印は都市計画法に基づき北海道が決定するもの ○印は都市計画法に基づき北海道が指定するもの	議案概要	区分
26	◎ 木古内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (木古内町)	定時見直し	定時見直し関連 (非線引き都市)
27	◎ 森都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (森町)	定時見直し	定時見直し関連 (非線引き都市)
28	◎ 八雲都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (八雲町)	定時見直し	定時見直し関連 (非線引き都市)
29	◎ 長万部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (長万部町)	定時見直し	定時見直し関連 (非線引き都市)
30	◎ 江差都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (江差町)	定時見直し	定時見直し関連 (非線引き都市)
31	◎ 北檜山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (せたな町)	定時見直し	定時見直し関連 (非線引き都市)
32	◎ 今金都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (今金町)	定時見直し	定時見直し関連 (非線引き都市)
33	◎ 倶知安都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (倶知安町)	定時見直し	定時見直し関連 (非線引き都市)
34	◎ 岩内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (岩内町、共和町)	定時見直し	定時見直し関連 (非線引き都市)
35	◎ 古平都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (古平町)	定時見直し	定時見直し関連 (非線引き都市)
36	◎ 余市都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (余市町)	定時見直し	定時見直し関連 (非線引き都市)
37	◎ 赤平都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (赤平市)	定時見直し	定時見直し関連 (非線引き都市)
38	◎ 鶴川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (むかわ町)	定時見直し	定時見直し関連 (非線引き都市)
39	◎ 門別都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (日高町)	定時見直し	定時見直し関連 (非線引き都市)

その他の事項

「コンパクトなまちづくりに向けた基本方針」の見直しについて

第304回北海道都市計画審議会開催のお知らせ

都市計画法等に基づき「建築基準法第 51 条ただし書き許可」等に係る議案について審議するため、次のとおり北海道都市計画審議会を開催します。

傍聴を希望する方は会議開催10分前までに、会場にお越しく下さい。なお、席に限りがあるため、先着順といたします。

記

- 1 開催年月日 令和3年(2021年)2月4日(木)13時30分から
- 2 開催場所 札幌市中央区北2条西7丁目
かでの2・7 5階 520研修室
- 3 傍聴定員 10名
- 4 注意事項 傍聴にあたり、会議の開催中は、写真撮影、録画、録音等はできません。
- 5 審議会に関する問い合わせ先
北海道建設部まちづくり局都市計画課基本計画係
総括主査兼基本計画係長 (電話011-231-4111 内線29-811)